

レンタカー貸渡約款
短期リース（「営業ナンバーレンタル」）約款
〔令和8年冬季繁忙期の貸渡しに関する特約（R8冬季繁忙期特約）〕

1. 目的

冬季繁忙期に公平且つより多くの利用希望者への配車を可能とする為、冬季繁忙期の貸渡しに関して本特約を設定し、適用する。

2. 適用車種及び適用サービス

本特約の適用車種は、「冷凍車」、「冷凍ウイング」、に属する車種とし、適用サービスは、レンタカーの貸渡しおよび短期リース（「営業ナンバーレンタル」）とする。

3. 適用期間及び日数

本特約は、令和8年12月10日より令和8年12月31日までの間に開始する、20日未満の貸渡し及びリースに対して適用する。

4. 貸渡料金及び利用料金

本特約を適用するレンタカーの貸渡料金及び短期リース（「営業ナンバーレンタル」）の利用料金は、レンタカー貸渡約款又は短期リース（「営業ナンバーレンタル」）約款の定めに関わらず、以下に定めるものとする。

〔利用日数が10日以内のもの〕

（1）1日あたりの基本料金×10

但し、当社が別に定める時期以降の予約申込については、1日あたりの基本料金×利用日数とする

（2）1日あたりの特別装備料×利用日数

（3）配車引取料

（4）その他の料金

〔利用日数が11日以上20日未満のもの〕

（1）1日あたりの基本料金×利用日数

（2）1日あたりの特別装備料×利用日数

（3）配車引取料

（4）その他の料金

5. 予約取消手数料

本特約を適用するレンタカー及び短期リース（「営業ナンバーレンタル」）の予約取消手数料は、レンタカー貸渡約款又は短期リース（「営業ナンバーレンタル」）約款の定めに関わらず、以下に定めるものとする。

■借受開始日1ヶ月前まで：無料（振込手数料相当額を差し引きのうえ予約申込金を銀行振込にて返金）

■借受開始日まで1ヶ月未満～7日前まで：予約申込金相当額

■借受開始日6日前～前日：予定料金の100%

■借受開始日及び借受開始日を過ぎた場合：予定料金の100%及び借受開始日に予定の配車費用相当額

本特約は、令和8年9月1日から適用するものとする。